

議案第50号

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部改正について

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
次のように改正する。

令和6年8月27日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一
部を改正する条例

北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項右欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給
付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。